## 5 議会基本条例第20条「議員研修の充実」

## (案1)【塩見議員提案分】

	(議員研修の充実)	(議員研修の充実)
第 20 条	議会は、その政策形成機能、立法機能	議会は、その政策形成機能、立法機能
	及び行政監視機能の向上を図るた	及び行政監視機能の向上 <u>及び議員の品</u>
	め、議員研修の充実強化に努めなけ	<u>位の保持</u> を図るため、議員研修の充実
	ればならない。	強化に努めなければならない。
3		議会は、この条例の制定趣旨について
		の理解を深めるため、一般選挙後の議
		員の任期開始後速やかに、議員に対し、
		この条例に関する研修を行うものとす
		る。

## (案2)【生駒市議会公明党提案分】

	(議員研修の充実)	(議員研修の充実)
第 20 条	議会は、その政策形成機能、立法機能	議会は、その政策形成機能、立法機能
	及び行政監視機能の向上を図るた	及び行政監視機能の向上 <u>等</u> を図るた
	め、議員研修の充実強化に努めなけ	め、議員研修の充実強化に努めなけれ
	ればならない。	ばならない。
3		(追加不要)

## (案3)【11月29日の委員会でのご意見(浜田議員及び中嶋議員)】

	(議員研修の充実)	(議員研修の充実)
第 20 条	議会は、その政策形成機能、立法機能	議会は、その政策形成機能、立法機能
	及び行政監視機能の向上を図るた	及び行政監視機能の向上及び議員の品
	め、議員研修の充実強化に努めなけ	<u>位の保持</u> を図るため、議員研修の充実
	ればならない。	強化に努めなければならない。
3		(追加不要)